

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

### 1 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）について

○事業目的：こどもを中心に置き、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備する。

○事業内容：保育所等の施設において、保育所等に入所していない0歳6か月～満3歳未満のこどもに適切な遊び・生活の場を与えるとともに、こども及びその保護者の心身の状況・養育環境等を把握するための面談や、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

※就労要件を問わず、時間単位等で利用可能。

○利用対象者：保育所等に入所していない0歳6か月～満3歳未満のこども

|                     | 0歳       |                                                                     | 1歳                      | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳～ |
|---------------------|----------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------|----|----|----|----|-----|
|                     | 6か月まで    | 6か月以降                                                               |                         |    |    |    |    |     |
| 就労家庭<br>育休家庭<br>など  | 産後<br>ケア | <div>切れ目なく寄り添った育児支援で、<br/>すべてのこどもの育ちを応援</div> <div>こども誰でも通園制度</div> | 保育施設                    |    |    |    |    | 就学  |
| 就労して<br>いない<br>家庭など |          |                                                                     | <div>教育・保育<br/>施設</div> |    |    |    |    |     |

○実施方法：実施事業者は利用保護者と直接契約し、保育等を提供する。

実施事業者は、自治体から支払われる委託料と利用保護者が支払う利用料で運営を行う。

○こども一人当たり利用上限時間：月10時間（国補助要綱において規定）

○事業本格実施に向けたスケジュール

令和7年度：法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）

令和8年度：法律に基づく新たな給付制度化

## 2 令和7年度事業 本市における実施計画と認可手続きについて

### ◇本市の令和7年度実施計画

令和8年度の本格実施（給付制度化）に向けて、令和7年度は次の事業所で実施する。

- ① 地域子育て支援センターを併設する保育所・認定こども園
- ② 未就園児向け子育て支援事業を実施する幼稚園（満2歳児対象）

### ◇認可手続きについて

認可基準条例の施行後に、実施事業者の募集（認可申請の受付）を行い、認可後、事業を開始する。

認可書類の審査後に部会を開催し、意見を聴取する。

